

Title	入江啓四郎著 『國際公法』
Sub Title	K. Irie : A manual of public international law
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.6 (1955. 6) ,p.79- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550615-0079">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550615-0079</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

對 Dunning 事件等の著名な判例を紹介して、現在では、國內關係にも裁判の及ばぬ國家行爲の觀念が認められつつあるとする。即ち、著者は、初め外交問題に關して主張された國家行爲が、裁判的救濟手續の簡略化と裁判權擴張に伴い、國內問題においても重視される傾向にあると説く。アメリカ合衆國については、Marshall 判事の判決、Cherokee 部族の問題、Dorr の叛亂及びそれらについての著名な判事の判決等によつて、政治問題に關する司法の自主的制限の傳統を説明し、特に一九四六年概括主義を採用した行政手續法 (A.P.A.) の制定以後においては、政治問題を裁判より排除する場合が多くなりつつあるとしている。終に、スイスをとり上げ、著者は、法文上統治行爲というものが明示されなくても、裁判官は國際問題に關連する裁判に際して、自主的に抑制し、統治行爲についての審査をなさなかつたが、この傾向が國內問題にも擴張されている點を指摘した。

かくて、著者は、統治行爲の承認は各國共通のものであり、必ずしも權力主義の復活ではなく、裁判の本質についての自覺の一つの進歩であるとして、統治行爲の適切な確定は、裁判の本質的限界を理解した裁判官の慎重な自制により行われるべきものと結論する。

統治行爲についての完全な理論は確立されていないが、實際にはますます困難な問題が発生するであろう。特に、裁判の適信についての反省は、わが國の現状においても無視できないものがある。かくて、最近わが公法學會でも、統治行爲の問題をとりあげ、山田準次郎教授が、著者と同じ立場より研究報告された。わが裁判制度の運営において統治行爲が、いかに取扱われるべきか、本書は、小冊

子ながら、かかる問題の解決に多くの示唆を興えるものと認め、ここに紹介した次第である。

(田口精一)

入江啓四郎著

## 『國際公法』

一

入江教授の國際公法と題する新書が刊行された。刊行後まもなく教授から本書の寄贈をうけた筆者は、一讀してこの小さな新書に、従前わが國で刊行された國際法の教科書に見られなかつた數々の特色をみ、かような特徴がまた今後のわが國の國際法學の行き方の一つの先鞭をつけたものと感得した。新書版三〇〇頁餘りの書物に、全くよく國際先例や實行、現在問題とされている國際法上の案件、更には戦後成立した條約關係、國際連合の活動などが、手ぎわよく整理され収録されていることよ。この新書は、國際法を初めて學ぼうとする學生諸君や多少とも國際關係の法に關心を持ちたい方々に、是非讀んで頂きたい勞作である。著者は、御紹介するまでもなく、種々の月刊雜誌や放送などで國際情勢や時事問題を解説され、愛知大學始め東京の多くの大學で講師として迎えられている方で、

ヴェルサイユ體制の崩壊という大作を始め、戦後は日本講和條約の研究という著作を刊行されている。入江教授は、國際法の研究を社會から孤立した感のある大學の研究室で進められたのではなく、永く時事通信社で活躍されながら國際法を研究するという獨得な學風を體得されている。かような獨得な學風が、この新書をして、ユニークな國際法の教科書たらしめ、また生きた國際法を知るのに極めて興味ある勞作を刊行せしめることになつたのであらう。

## 二

概してわが國の國際法の教科書は、戦前のものあるいは戦後のものを問はず、どちらかといえれば他の法分野におけると同じように理論に偏重しすぎる傾向があつた。緒みに一冊の國際法の教科書をとらあげて、國際法の先例の名前だけでなく、その内容が解説されているかどうかを確かめて見るがよい。この理論偏重の傾向が、本書では理論よりも實行、いわば理論がよつて生ずる慣行の説明に重點をおいていることに重要な價值がある。著者のことばを借りれば、「國際法の分野では、まだ國際法典は整備される段階にまで進まず、したがつて、法の淵源や諸規則、諸條約について、相當説明しなければならぬ。そして實定國際法は、特に法として認められた一般的な慣行を典據とし、ひいて確立された先例や國際判決を重視するのであるから、それを援用し説明しなければならぬ。したがつてこの分野では、實證的説明方法をとらなければならぬ。それが「のである。この意味において法として認められた一般的な慣行が、主たる地位を占めている國際法學には、事件を通じて法を認識

することが必要になる。わが國ではイギリスやアメリカなどにおいて見られる國際法の先例集は一冊も存在しないし、教科書で先例を引き説明を加えることは極めて稀であつた。この新書では、實證的説明方法として極めて多くの國際法の重要な先例が引かれ解説されている。これらの先例は、仲裁裁判や常設國際司法裁判所の判決のみならず、國際連合の發足に伴つて設立された國際司法裁判所の新しい判決、更には國際法の案件についての國內裁判所の判決までが含まれている。たとえば、自衛權についてコロライン號事件、デンマーク艦隊引渡要求事件、ヴァージニアス號事件、國家責任についてアラバマ號事件、トレイル燐礦所事件、ナウリラー事件、軍隊構成員の犯罪についてのシュヴァルツィフィガ事件、マレロ・マヌエル事件、トリアンダフィルー事件、海峽についてのコルフ海峽事件、船舶の衝突についてのロテユス號事件、條約の拘束力に關する藤井整對カリフォルニア州事件など、ある程度事件の事實と判決の内容まで言及することによつて、國際法を興味深く理解しうるような配慮が加えられている。

## 三

この新書は、ただ國際法の先例を多く引用しただけでなく、國際法上の問題を本當に身近なものとして親しめるように配慮されていること、とくに右に引かれた先例も更に日本と關係した案件への適用を豫定している點も注意されてよいであらう。この關係においては、今なお我々の記憶にある又は現に問題となつている日本と直接關係した國際法問題を非常に多くとりあげ、しかもこれについて比

較的多くの頁がさかれている。たとえば、中共の承認（四五—四六頁）、ラストポロフ事件（八二頁）、日米行政協定の刑事裁判權（九—九二頁）、クリコフ事件（九五頁）、ベルファースト號乗組水兵事件（一〇三頁）、日本の領土問題（一一四—一二五頁）、危險水域と第五福龍丸事件（一四七—一五〇頁）、保存漁場と保存水域（一五一—一五七頁）、大陸棚、トルーマン宣言、李承晩宣言、アラフラ海、定着漁場（一二三、一五八—一六五頁）、朝鮮動亂（二三八—二四〇頁）、原子力兵器（二九—二九三頁）、戦争犯罪（三一〇—三二二頁）、日本と講和（三二七—三二八頁）、戦後恐らくごく最近まで日本の關係した國際法上の諸問題は、ほとんどすべて觸れられ、新しい國際法と現實の問題との結びつきも、一般に理解し易い方法で解説されている。

この新書は、多くの國際法の先例や日本と關係した國際法の案件に解説を與えているだけでなく、第二次世界戦後の新しい條約、國際連合總會の昨年までの活動や、國際法委員會の審議などにまで説明が及んでいる。國際捕鯨協定（一九四八）、ヨーロッパ石炭鐵鋼共同體條約（一九五二）、世界人權宣言（一九四八）、戦争犠牲者の保護に關するジュネーブ四條約（一九四九）、集團殺害罪の防止及び處罰に關する條約（一九四八）、船舶衝突の民事管理權に關する規則の統一に關する條約、航海船舶の保全差押に關する規則の統一に關する條約、船舶衝突その他の航海事故の刑事管轄權に關する規則の統一に關する條約（一九五二）なども解説されている他、國際連合總會の活動情況は、一九五〇年一月二日の平和のための結集決議や戦争の防止についての第五回總會、第七回總會、第九回總會

會（一九五四）までの動向に論及されている。

#### 四

かようにこの書の特色をあげてみるならば、本書が從來刊行されている國際法の教科書と異つた一つの行き方を示していることを容易に理解することができるであらう。國際法という學問は、決して學者や外交官のみの學問ではない。國際法を一般の方々に親しみ易く理解させることを目的として書かれたこの勞作は、國際法學の從來の理論偏重の行き方に對する轉機ともなり、また廣く日本の有識者が法的視野から國際關係を理解するのに最も新しい最も便利なのであらう。新書版三〇〇頁餘りの書に、これだけ先例をとり入れまた日本を廻る國際法の問題をとり入れ、親しみ易い國際法の入門書として書かれているのは、永年國際情勢を法的視野から眺め、また機會ある度に新しい資料の解説を絶えず検討してきた入江教授にして、始めて可能なことであつたともいえよう。（法文社刊 新書版三四八頁 定價一六〇圓）

（中村 汎）